

平成30年度 橋梁点検結果一覧表

契約番号	橋梁番号	橋梁名	路線名	竣工年月	橋長(m)	幅員(m)	桁下高さ(m)	橋梁形式	調査方法	損傷状況※1														健全性の診断		
																								部材毎最大	橋梁毎	所見等
										床版	主桁(主構)	主桁以外	下部工	支承	落橋防止	防護柵	地覆	舗装	伸縮装置	照明	排水施設	その他	(判定区分)	(判定区分)		
1	26580241	塩の前橋	源86号線	H16/03	26.8	7.2	2.2	単純PCポストテンション中空床版橋	梯子															II	I	伸縮装置から漏水し下部構造物に漏水跡が見られる。当漏水により床版機能の損失が懸念されるがコンクリート構造物のため橋梁の性能に影響を及ぼす損傷でないことからI判定とする。
2	40610401	坡上1号橋	若草46号線	S53/01	2.1	6.1	0.8	単純RC中実床版橋	地上																	対象外
3	40570402	坡上2号橋	若草40号線	S53/01	2.1	4.0	1.7	単純RC中実床版橋	地上	6-B,12-B														I	I	主桁のひびわれは、今後注視が必要である。防護柵、路面及び主桁に軽微な損傷があるものの、道路橋の機能に支障がない状態である。
4	40940404	ぼんさん川2号橋	若草79号線	S40/01	6.0	4.0	2.5	単純RC中実床版橋	梯子																	対象外
5	40700405	ぼんさん川3号橋	若草55号線	S60/01	3.3	3.3	1.2	単純RC中実床版橋	地上	11-A														II	I	床版と舗装の段差は、3~5cm程度で道路利用者等へ障害を及ぼすほどの損傷ではない。また橋梁の性能に影響を及ぼす損傷でないことからI判定とする。
6	40670406	ぼんさん川4号橋	若草52号線	S60/01	3.0	4.0	1.2	単純RC中実床版橋	地上																	対象外
7	40940410	八幡排水2号橋	若草79号線	S50/01	3.5	3.0	1.5	単純RC中実床版橋	地上															I	I	防護柵に軽微な損傷があるものの、橋梁の性能に影響を及ぼす損傷ではない。
8	40720411	八幡排水3号橋	若草57号線	S50/01	2.5	6.3	1.2	単純RC中実床版橋	地上	7-B														II	II	舗装のひびわれから植生が見られ、床版の上面にひびわれ等の損傷がある場合、雨水浸入により土砂化に発展する恐れがあるが、舗装表面に特異な損傷が見られないため、床版が損傷していないものと推測される。
9	41170412	醤油川1号橋	若草102号線	S50/01	3.2	7.0	1.0	単純RC中実床版橋	地上															I	I	橋台の欠損により、路面に2cm程度の段差が生じているが、端部のため緊急性は低いものと判断される。
10	40030414	醤油川3号橋	若草1級3号線	S50/01	3.5	4.1	0.9	単純RC中実床版橋	地上															I	I	地覆及び橋台に軽微な損傷があるものの、橋梁の性能に影響を及ぼす損傷ではない。

表-1 対策区分の判定区分

対策区分	判定の内容
A	点検の結果から損傷は認められないか損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C1	予防保全の観点から、速やかに補修を行う必要がある。
C2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S1	詳細調査を行う必要がある。
S2	追跡調査の必要がある。

表-2 損傷の種類

番号	損傷名	番号	損傷名
1	腐食	14	路面の凹凸
2	亀裂	15	舗装の異常
3	ゆるみ・脱落	16	支承の機能障害
4	破断	17	その他
5	防食機能の劣化	18	定着部の異常
6	ひびわれ	19	変色・劣化
7	剥離・鉄筋露出	20	漏水・滞水
8	漏水・遊離石灰	21	異常な音・振動
9	抜け落ち	22	異常なたわみ
10	コンクリート補強材の損傷	23	変形・欠損
11	床版ひびわれ	24	土砂詰り
12	うき	25	沈下・移動・傾斜
13	遊間異常	26	洗掘

・鋼: オレンジ色の網掛 コンクリート: 灰色の網掛、共通: 紫色の網掛、その他: 網掛なしで示す。

表-3 判定区分(健全性の診断)

区分	定義
I	健全 道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階 道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態。
III	早期処置段階 道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階 道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

表-4 健全性の診断と対策区分との一般的な対応※2

区分	健全	対策区分
I	健全	A, B
II	予防保全段階	C1, M
III	早期処置段階	C2
IV	緊急措置段階	E1, E2

※2 健全性の診断と対策区分の判定は、あくまでそれぞれの定義に基づいて独立して行うことが原則であるが、一般的な対応を示している。